

令和7年度ソーシャルメディア英語アカウント運用業務委託公募型企画提案実施要領

1 趣旨

ソーシャルメディア（Facebook 及び Instagram）で新鮮で正確な静岡県（以下「本県」という。）の観光情報を継続的に発信し、エンゲージメント率やリーチ数を高めるとともに、欧米豪を中心とする海外訪日旅行市場での本県の認知度向上から興味喚起し、本県への誘客につなげていく。

2 募集概要

- (1) 業務名 令和7年度ソーシャルメディア英語アカウント運用業務
- (2) 契約者 公益社団法人静岡県観光協会
- (3) 採用方式 公募による企画提案方式
- (4) 業務内容 別紙「令和7年度ソーシャルメディア英語アカウント運用業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり
- (5) 委託期間 契約締結の日から令和8年3月31日（火）
- (6) 委託契約金額の上限 5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (7) 採用予定件数 1件

3 応募資格

- (1) 本事業の業務目的を理解し、本業務を遂行するための能力がある法人であること。
- (2) 過去に国・地方自治体、観光事業者・団体、企業等の海外向け Instagram 及び Facebook の運用実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 直近1年間に国税又は都道府県税を滞納している者でないこと。
- (7) 日本国内の法人格を有する者であること。
- (8) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」）という。）又は暴力団員等が経営に実質的関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

4 実施スケジュール等

(1) 実施スケジュール（予定）

ア 実施要領等の公表（公告開始日）	令和7年4月 3日（木）
イ 質問書の提出期限	令和7年4月 8日（火）
ウ 質問に対する回答	令和7年4月11日（金）
エ 参加表明書の提出期限	令和7年4月15日（火）
オ 応募書類の提出期限	令和7年4月17日（木）
カ 審査会の実施	令和7年4月22日（火）
キ 審査結果の通知日	令和7年4月25日（金）

(2) 公募要領等に関する質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、所定の様式（様式1）により提出すること。なお、下記に係る質問については受け付けない。

- ・電話や来訪による口頭での質問
- ・提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準についての質問

ア 提出期限

令和7年4月8日（火）17時まで

イ 提出先

公益社団法人静岡県観光協会 海外マーケティング課

所在地：〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル2階

電話：054-204-0066

メール：tsj@shizuoka-tourism.or.jp

ウ 提出方法

電子メール

エ 回答

回答は、4月11日（金）17時までに、静岡県観光公式サイト「ハローナビしずおか」で公開する。なお、個別に回答することが適当と判断した場合に限り、質問者のみに回答する。

(3) 参加表明書の提出

企画提案に応募しようとする者は、以下の書類を提出すること。

	提出物	内容	様式	部数
①	参加申込書	・参加申込書	様式2	1
②	その他確認書類	・会社概要等（定款及び組織、沿革、事業等会社の概要） ・直近1年間の納税証明書（国税又は都道府県税）	任意	各1

ア 提出期限

令和7年4月15日（火）17時必着

イ 提出先

公益社団法人静岡県観光協会 海外マーケティング課

所在地：〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル2階

電話：054-204-0066

メール：tsj@shizuoka-tourism.or.jp

ウ 提出方法

電子メール

(4) 応募書類の提出

企画提案に応募する者は、以下の書類を提出すること。

	提出物	内容	様式	部数
①	企画提案書	以下のアからウの事項について、評価基準を踏まえ、できる限り具体的な提案内容を記載すること。(A4サイズ 20ページ程度) ア 業務の実施体制 ・事業実施責任者・実務担当者の役職、氏名 ・実施責任者・実務担当者の業務内容 ・実施責任者・実務担当者的本県への知見のアピール(居住・訪問歴等。特になければ、知見を得る方策を考案し、記載すること。) ・過去5年間に実施した類似業務の実績 イ 業務実施方針 本事業の趣旨等を踏まえた、ソーシャルメディアのコンセプトの提案、取り組み方針 ウ 業務実施スケジュール ・委託期間全体を通じた、業務実施手順・スケジュール	任意	1
		エ 投稿のサンプル(使用言語:英語) ・5月投稿を想定した次の3テーマでの投稿案を、それぞれ考案すること。なおUGC素材を使用する場合、本提案書内のみでの使用であれば、許諾取得は不要とする。 テーマ:①大淵笹場 ②静岡浅間神社 ③任意の県内祭り又はイベント 媒体:①③はFacebook、②はInstagramを想定して考案	任意	1
②	見積書	・仕様書に基づいた事業の実施に直接必要となる経費とし、備品等財産の取得に関わる経費は認めない。 ・積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。	任意	1

ア 提出期限

令和7年4月17日(木)17時必着

イ 提出先

公益社団法人静岡県観光協会 海外マーケティング課

所在地:〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル2階

電話:054-204-0066

メール:tsj@shizuoka-tourism.or.jp

ウ 提出方法

電子メール

※データ容量が大きい場合は、ダウンロード可能なファイル転送サービス、またはクラウドストレージサービスを利用すること。

(5) 提出に当たっての留意事項

- ア 1社1提案とします。
- イ 提出後において、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めません。(事務局から修正の指示があった場合を除きます。)
- ウ 提出後において、提出書類は理由のいかんを問わず返却しません。
- エ 提出書類は、審査に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- オ 提案者は企画提案書の提出をもって公募要領等の記載内容に同意したものとします。
- カ 応募書類提出後に参加を辞退する場合には、4月18日(金)17時までに、辞退届(様式任意)を提出してください。

4 審査に係る事項

(1) 審査方法

企画提案内容について、次のとおりプレゼンテーションによる審査を行う。詳細については別途連絡する。

- ア 実施日時 令和7年4月22日(火)(予定)
- イ 実施方法 Zoomによるオンライン・プレゼンテーション方式
- ウ 所要時間 各提案者35分程度を予定(プレゼンテーション20分、ヒアリング15分)
- エ 出席者 各提案者につき3名まで(実務担当者となる者は原則出席すること)
- オ 留意事項
 - ・プレゼンテーションは、あらかじめ提出された企画提案書等に沿って行うものとし、追加提案や追加資料の提示は認めない。
 - ・使用ツールは、原則、静岡県観光協会が指定したものとするが、特別な事情により別のツールを希望する場合は、4月17日(木)17時までに相談すること。
 - ・提案者毎の具体的なプレゼンテーション日時については別途、4月21日(月)17時までに連絡する。

(2) 事前審査

企画提案希望者が5社以上となった場合には、提出された企画提案書に基づいて事前審査を行い、プレゼンテーションに参加する4社を選定する。

その場合、事前審査の結果は、4月21日(月)17時までに電子メールにて通知する。

(3) 契約候補者の選定方法

静岡県観光協会が設置する審査委員会により、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容等を総合的に審査して、契約候補者を選定する。

ただし、審査結果によっては、いずれの参加者も契約候補者に選定しないことがある。また、参加者が1社であった場合でも、プレゼンテーション審査を実施する。

(4) 評価項目

別表のとおり

(5) 審査結果の通知

審査結果については、審査後、速やかに参加者宛てに電子メールにて通知するとともに、契約候補者の名称等を静岡県観光公式サイト「ハローナビしずおか」に掲載する。

なお、審査結果に対する一切の質問及び異議申し立ては受け付けない。

5 契約の締結

(1) 契約方法

契約候補者は、静岡県観光協会と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、契約候補者と静岡県観光協会との協議により最終的に決定する。

(2) 委託業務費

委託業務費は原則、精算払いとし、静岡県観光協会が必要と認めるときは、提案者の請求に応じて分割して前金払いをするものとする。

6 その他

- (1) 本委託業務の成果品の著作権の全ては、静岡県観光協会に帰属する。ただし、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除く。
- (2) 応募の際に要する経費やプレゼンテーションの参加に要する経費等については、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返還しない。
- (4) 提案事業者が応募資格を満たさないことが判明した場合や提出書類に虚偽の記載がある場合には、当該提案者は失格とする。
- (5) 書類等の作成に用いる言語、通貨、時間及び単位は、特段の指定がない限りは日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法に定める単位に限る。
- (6) 本プロポーザルへの参加により、静岡県観光協会から知り得た情報は、他社に漏らしてはならない。
- (7) 契約予定者が正当な理由なく静岡県観光協会と契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

別表

企画提案内容の審査評価項目（100点満点）

審査項目	評価基準
1 業務実施体制	・業務を実施する上で必要な資格、経験、専門知識を有する人員が、適切に配置されているか
	・過去のソーシャルメディア運用実績は十分であるか
2 実施可能性	・具体的かつ実現可能な実施手順・スケジュールが示されているか
3 業務企画能力	・事業の趣旨を踏まえた、ソーシャルメディアのコンセプトが提案されているか
	・投稿のテーマ・内容は、投稿時期、対象市場の設定から見て適切か
	・投稿のテーマ・内容は、エンゲージメントを促進し、本県への訪問意欲を喚起させるものとなっているか
4 費用対効果	・予算に対して、適切な事業の規模・内容であるか